

第3期茨城県有機農業推進計画

令和4年3月

茨城県

目次

1	策定背景とねらい	1
2	計画期間	1
3	本県の有機農業の現状と課題	2
	(1) 現状	
	(2) 課題	
	ア 生産面	
	イ 販売・流通面	
4	課題解決に向けた施策	6
	(1) 生産対策	
	(2) 販売・流通対策	
5	推進体制	7
6	本計画の達成目標	8

【参考資料】

- ・有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）
- ・有機農業の推進に関する基本的な方針（令和 2 年 4 月）
- ・みどりの食料システム戦略（令和 3 年 5 月）
- ・農林水産省大臣官房統計部「平成 27 年度農林水産情報交流ネットワーク事業
全国調査 有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」
（平成 28 年 2 月）
- ・農林水産省農業環境対策課「平成 29 年度有機マーケットに関する調査」
（平成 30 年 7 月）

1 策定背景とねらい

- 経済と環境の両立や持続可能性が社会の大きな潮流となる中、有機農業は、化学的に合成された肥料や農薬を使用せず、堆肥などの地域資源を有効活用することにより、農業生産に由来する環境への負荷低減及び農産物の付加価値向上のための生産手段のひとつとして効果的です。
- こうした中、国においては令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、この中で、持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷低減のイノベーションを推進するとし、2050年までに目指す姿のひとつとして、有機農業については、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を2018年の0.5%（23,700ha）から25%（100万ha）に拡大することとしたところです。
- 本県においては、これまで有機農業に取組む生産者に対し、国補事業である環境保全型農業直接支払交付金の活用を促しつつ拡大を図ってきましたが、大幅な拡大には至っていない状況にあります。また、有機農業に関する栽培技術については、有機農業者の試行錯誤により個々或はグループ内で蓄積され地域の気象や土壌などの環境条件に根ざして確立された背景に加えて、試験研究機関の関与が限定的な状況で経過してきたこと等から、科学的知見が不足しており、体系化された技術が普及していない状況にあります。
- このため、令和元年から、特に中山間地域が多く、大規模経営が困難な県北地域を中心に、農産物の付加価値向上につながるようモデル団地形成の取組を始めたところですが、今後、県北地域に限らず、県内各地に有機農業の取組を拡大していくため、今般、第3期の有機農業推進計画を策定し、取組面積や有機JAS認証取得件数といった目標達成に向け、具体的な施策を明確化し、市町村や農業団体、販売・流通業者、消費者団体とともに積極的に推進します。

2 計画期間

- 2030年（令和12年）までを俯瞰し、2022年度（令和4年度）から2025年度（令和7年度）までの4年間を計画期間とします。
- ただし、本計画に掲げる目標の達成状況を毎年度確認し、PDCAサイクルを回しながら検証することにより、必要があれば計画期間内であっても施策内容や目標につ

いて見直すものとします。

3 本県の有機農業の現状と課題

(1) 現状

- 本県においては、これまで平成 21 年 3 月に第 1 期計画を、平成 27 年 5 月に第 2 期計画を策定し、県内各地域での有機農業実践者や取組希望者を対象にした公開ほ場の設置や現地研修会の開催、国の環境保全型農業直接支払制度の活用促進などにより有機農業の取組を支援してきました。また、令和元年からは特に県内の他地域に比べ生産条件の悪い県北地域において、農産物の付加価値向上による有利販売につなげるため、「いばらきオーガニックステップアップ事業」により、モデル団地の形成に取り組んでいるところです。
- しかしながら、これまでの取組面積の推移をみると、2013 年（平成 25 年）の 565ha から 2018 年（平成 30 年）には 790ha にまで増加しましたが、環境保全型農業直接支払交付金において有機農業の取組が有機 JAS と同等の国際水準を求めるように要件が変更となった 2020 年（令和 2 年）に、一部の有機農業者が有機栽培面積を縮小したため、同年の値は 689ha となっています。これは耕地面積の 0.42%と全国平均の 0.5%を下回っており、更なる生産拡大が求められます（表 1）。

表 1 平成 25 年度から令和 2 年度までの本県の有機栽培面積及び有機農業者戸数の推移

	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2
有機栽培面積(a)	56,529	69,325	70,871	82,744	75,531	79,035	78,533	68,893
有機農業者数(戸)	269	289	295	290	258	252	232	242

※茨城県有機農業実態調査結果による各年度末時点調査

(2) 課題

1 の現状にみられるように、本県の有機農業の取組が減少している原因として以下の点が課題として挙げられることから、今後、課題解決に向けた施策を講じていく必要があります。

ア 生産面

- 新規就農者のうち、毎年約1割程度は有機農業を志向するが、これらの者は栽培のノウハウも販路もないため、まずは、有機農業生産法人に雇用就農し、栽培技術を修得するとともに、法人の販路を活用させてもらうことで独立するケースが多い。このため、新規生産者の育成・確保のためには、先進的な農業者の下での研修や就職斡旋などの機会を提供していく必要があります。
- 有機農業の規模拡大のためには、「有機農産物」としての表示販売が可能な「有機 JAS 認証」取得ほ場を増やしていくことが必要ですが、取得のためには化学合成農薬の飛来・流入防止（ドリフト）対策や播種又は植付け前2年以上の化学肥料や化学合成農薬の不使用などの厳しい作付けほ場条件が求められることから、休耕地や耕作放棄地など地域内外で条件を満たせる新たな農地を探す必要があります。
- 新たな農地においては、できるだけ早期に安定した収穫量と品質を確保するため、堆肥の施用を含めた土壌改良や施肥量の決定などほ場の栽培条件を整える必要があります。施用する堆肥の確保については、有機農業者が活用しやすい有機農業に適した堆肥について、性質や生産状況について知見を集約し、農業者が活用しやすいものとするのが重要です。
- 「有機農産物」の表示販売ができるのは、民間の認証機関が認証する「有機 JAS 認証」を取得したほ場での生産物のみですが、手続きが煩雑なこと、認証取得に費用がかかることなどの理由から、有機栽培を行っているにもかかわらず認証を取得していない生産者も多く、本県の認証取得者は2018年時点で100戸程度であり、有機 JAS 認証面積が有機栽培面積に占める割合は43%と全国の46%を下回っています（表2）。そのため、「有機農産物」の生産拡大のためには、生産者が有機 JAS 認証を取得しやすい環境を整える必要があります。
- 有機栽培では、通常の栽培法と比べ、病虫害や雑草により収穫量や品質が不安定になりやすいため、化学合成資材でなく、かつ病虫害防除効果の高い資材の活用や作業時間が短縮できる効率的な除草方法など、生産性向上のための技術を導入・普及する必要があります。
- 上述の技術を導入・普及していくにあたっては、試験研究機関が中心となって国立研究開発法人等と連携し、技術の探索や科学的解明により、栽培マニュアル

の作成等に取り組む必要があります。さらに、栽培マニュアル等を活用して指導することができるように農業改良普及指導員の有機農業に対する理解と指導力の向上が求められます。

表2 本県の有機 JAS 認証取得者の推移

	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2
有機 JAS 認証取得者	135	125	123	113	108	108	107	100
有機 JAS 認証取得面積の 割合 (%)	48.1	37.8	37.5	33.1	40.2	43.2	38.9	35.6

※有機 JAS 認証取得面積の割合については、有機栽培面積に占める有機 JAS 認証取得面積とし、「国内における有機 JAS ほ場の面積（農水省）」より引用した茨城県の有機 JAS 認証取得面積を、本県の有機農業実態調査結果における有機栽培面積で割ることにより算出。

イ 販売・流通面

- 有機 JAS 認証取得生産者は大手量販店や通販会社等との契約販売が中心で、取引先からは更なる出荷量の増加と年間を通じた安定的な供給が求められていますが、(ア) の生産面の課題で述べた要因から需要に十分応えられていない状況にあります。
- 一方、未取得者は作付面積が小さく、大ロットでの契約販売が難しいため、個人消費者を対象とした小ロットの宅配やインショップ、地元の農産物直売所、レストラン等への直接販売が多く、規模拡大につながらない状況にあります。
- 以上を踏まえると、有機 JAS 認証取得生産者に対しては、更なる規模拡大に向け、新たな農地や雇用の確保、省力化が可能な栽培技術の導入・普及を進める必要があります。他方、未取得者が新たな販路を確保しながら規模拡大を図るため、有機 JAS 認証を取得しやすい環境を構築する必要があります。
- また、取引先からの需要に応じた大ロットでの安定供給を行うために、例えば、生産者同士の連携による共同生産・共同出荷などの取り組みを進める必要があります。
- 有機農産物の消費と価格の動向を見ると、国の調査結果では、消費者の約2割が週1回以上有機食品を利用（購入と外食）していること、また、有機 JAS マー

クが貼られた有機農産物は普通栽培品より高値で取引されており、一定の付加価値が市場で認められているものの、価格は標準品の1割高までを希望する者が過半となっています（図1）。このことを踏まえれば、消費拡大のためには普通栽培品と比較した栽培法や食味の違い、環境負荷軽減への寄与など有機農産物の価値について、これまで以上により多くの消費者への理解促進を図る必要があります。

- 一方で、価格については普通栽培品の2～3割までなら購入を考えたとする消費者も約3割程度おります（図2）。そのため、生産者はより低コストでの生産に取り組むとともに、取引相手が納得でき、かつ自身の所得向上につながるような価格設定を行う必要があります。
- また全国では、小中学生に対して農薬や化学肥料を使わない農産物を調理した食事を提供したいという保護者の考えを踏まえて、有機農産物を学校給食に使用する自治体が散見されるなか、県内では未実施の状況にあります。

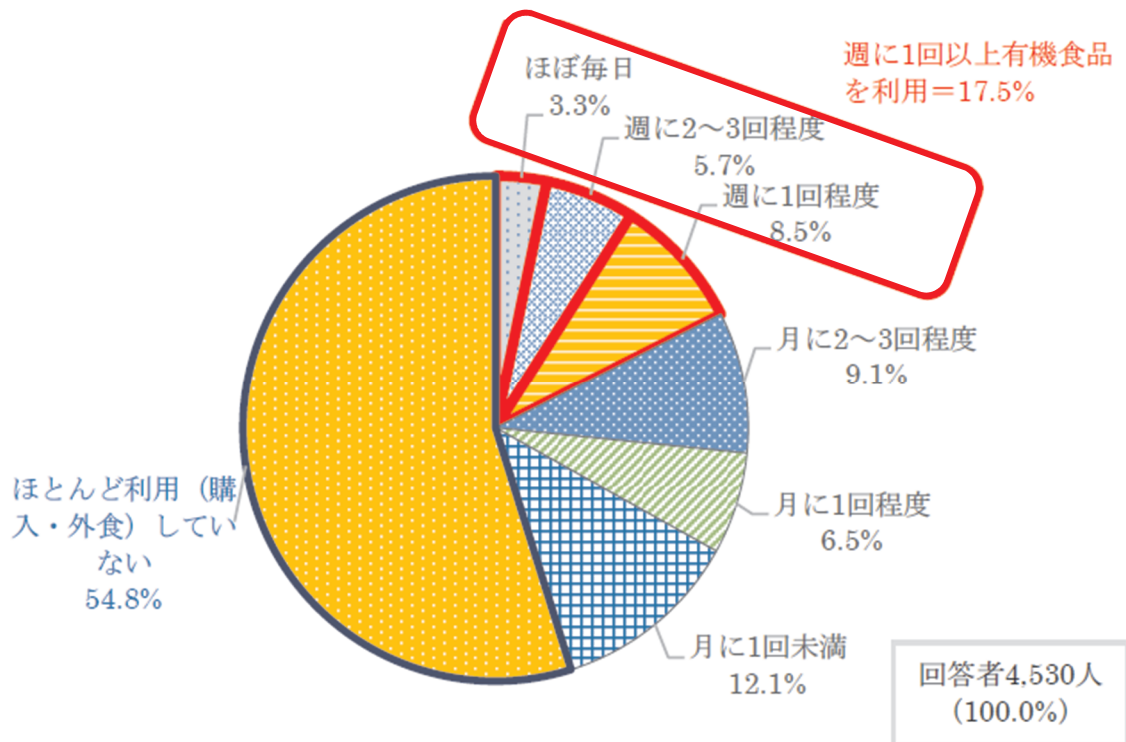


図1 有機食品の購入や外食等の頻度に関する消費者アンケート結果

出典：農林水産省農業環境対策課「平成29年度有機マーケットに関する調査」（平成30年7月）

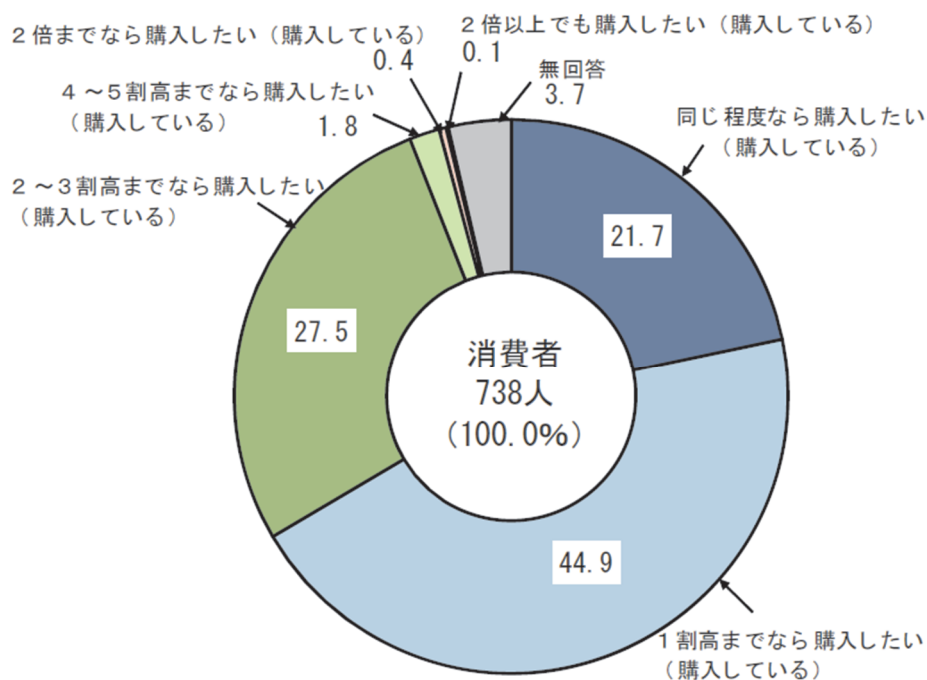


図2 オーガニック農産物等を購入する場合の価格（慣行栽培農産物との比較）

出典：農林水産省大臣官房統計部「平成27年度農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」

4 課題解決に向けた施策

(1) 生産対策

- 有機農業に取り組もうとする新規就農者が持続的かつ安定的に経営を実践できるよう（公社）茨城県農林振興公社に設置している茨城県就農相談センターをワンストップ窓口として、各農林事務所や市町村、JA等の農業団体により、優れた有機農業経営体での研修や雇用就農などのマッチングを支援します。また、自立経営や独立経営を目指す農業者に対しては、県農地中間管理機構、市町村や農業委員会による農地の紹介や必要となる機械・施設整備のための行政による補助事業や融資などの活用を支援します。
- 農業者の規模拡大については、特に新規ほ場確保のため、迅速な有機JAS認証取得に有利な耕作放棄地を含めて新たな農地の紹介を行うとともに、早期に安定した収穫量と品質を確保できるよう土壌診断結果に基づく、堆肥等の資材による土壌改良や施肥指導、効果的な病害虫や雑草防除方法の実証や先進事例紹介など、県の試験研究機関や普及指導機関はもとより、県内の有機農業関係者により組織される

いばらき有機農業技術研究会や国の試験研究機関やなどとも連携した活動により集中的な支援を行います。

- また、生産に必要な堆肥等の有機物の調達にあたっては、流通コストだけでなく、地域資源循環の点からも可能な限り生産地周辺の畜産農家から調達できるよう、県内の畜産農家が生産する堆肥の種類や成分、供給可能量、価格などをリスト化し、最適なものを生産者に紹介できる仕組みを構築します。

(2) 販売・流通対策

- 需要拡大を図るために必要となる有機 JAS 認証取得については、認証取得の拡大を促す施策を展開することにより推進します。また、有機農産物の販路拡大に向けて、産地や市場関係者等と連携し、新たな流通ルートを開拓するなどにより、物流改善を図ります。
- 大手量販店や通販会社、さらには今後の展開が想定される輸出向けに、大ロットでの安定出荷に対応できるよう、有機 JAS 認証を取得した生産者同士による互いの販売ルートを活用した共同生産・共同出荷体制の検討や食品事業者や消費者の声を反映した新たな需要開拓や拡大の検討などがひとつの場を拠点として展開できるよう、多くの県内有機農業生産者や有機生産法人、有機農産物を扱う県内外の流通・販売事業者で組織するネットワークづくりを行います。
- 県内各地区での定期的なマルシェの開催や、有機農業に関する生産、消費の概要及び環境負荷低減の効果等の PR により、消費者と有機農業経営体との交流による相互理解を促進します。また、学校給食や県内施設食堂等での有機農産物の活用に向けて、関係者への全国の取組み情報の提供により、市町村での取組み促進に努めます。

5 推進体制

県は、市町村や農業団体、食品事業者、消費者団体と連携して、以下のような体制で推進します。

- 「いばらきオーガニック推進ネットワーク」を県（農業技術課）が事務局となり設置し、生産、販売・流通、消費に係る各関係者が一堂に会し、互いの情報や認識の共有と理解の促進を図るとともに、一部会議として生産・実需サブネットワークを組織し、上記 4（イ）に記載のとおり、販路の拡大や商談機会の場として活用を図ります。

- 生産技術の指導については、県農業総合センターと各地域農業改良普及センターを中心としたチーム体制により必要な支援を行います。
- 現在、県内の一部市町村に見られる独自の有機農業推進計画を策定して取り組む動きや今後の有機農業推進に係る国の動向を踏まえ、既に有機農業に取り組んでいる市町村や新たに取組もうする市町村に対しても、計画の策定を促します。
- PDCA を回しながら、計画内容や施策の見直しを図るため、次項で掲げる目標達成に向けた進捗状況を確認するための調査を継続的に行います。

6 本計画の達成目標

4で掲げた各種施策の展開により、以下の3項目の目標達成を目指します。

- ① 耕地面積に占める有機栽培面積の拡大
- ② 有機 JAS 認証取得件数の増加
- ③ 有機 JAS 認証取得面積の拡大

表3 達成目標値

目標項目	2018	2025 (目標年)
① 耕地面積に占める有機栽培面積の割合	0.48%	1.0%
② 有機 JAS 認証取得件数	108	158

※本県の耕地面積は農林水産省統計部の確報（平成30年耕地面積）

目標項目	2020	2027 (目標年)
③ 有機 JAS 認証取得面積	283ha	560ha

付則

・令和5年2月20日 一部改正